

**【資料編】**



## 1. 良好な景観形成検討懇談会 委員名簿

|     | 氏名               | 所属                            | 備考         |
|-----|------------------|-------------------------------|------------|
| 委員長 | 卯月 盛夫            | 早稲田大学 教授                      |            |
| 委員  | 北村 喜宣            | 上智大学 教授                       |            |
| 委員  | 小浦 久子            | 大阪大学 准教授                      |            |
| 委員  | 中井 検裕            | 東京工業大学 教授                     |            |
| 委員  | 福井 恒明            | 東京大学大学院 特任准教授                 |            |
| 委員  | 伴野 光三<br>(中島 昭寛) | 滋賀県土木交通部都市計画課課長補佐             |            |
| 委員  | 服部 隆             | 各務原市都市建設部都市計画課<br>参事 (景観政策室長) | 平成 23 年度のみ |
| 委員  | 鶴田 洋久            | 小田原市都市部 景観担当課長                | 平成 22 年度のみ |

注 1 : ( ) は平成 22 年度の出席者

注 2 : 所属は当時のもの

## 2. 広域的景観形成の取組方策事例

<事例1>羊蹄山麓

| ＜事例1＞羊蹄山麓                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                |                                                |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 関係地方公共団体                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 広域的景観の取組類型                                                                                     | 広域的景観の特徴                                       |
| (取組主体)<br>北海道（後志総合振興局）<br>(関係地方公共団体)<br>蘭越町、ニセコ町、真狩村、<br>留寿都村、喜茂別町、京極町、<br>倶知安町                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | A：山系山・山並み<br> | 羊蹄山（標高1,898m）などの<br>自然、河岸段丘に広がる田園が<br>一体となった景観 |
| 都道府県の関与（スタンス）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 景観法に基づく具体的な施策                                                                                  | その他（特記事項）                                      |
| 初動段階：主導<br>実施段階：支援                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 北海道景観計画（広域景観推進<br>地域、景観重要公共施設の指定）<br>景観地区（倶知安町、ニセコ町<br>の一部）                                    | 協議会（任意）<br>羊蹄山麓景観広告ガイドライ<br>ン                  |
| 背景                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                |                                                |
| <p>○北海道の景観行政の取組（広域景観の推進）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>北海道では、北海道の有する可能性を活かし、21世紀に向けてさらに住みよい地域を目指す「第三次北海道長期総合計画」の考えに基づき、平成11年3月「美しい北の国のグランドデザイン」（北海道景観形成基本計画）を策定。この中で「景域」という概念を設定し道内を10景域（山並み、河川等の骨格的地形や生活・経済圏）に区分。そのひとつが「羊蹄・洞爺景域」である。</li> <li>また、平成13年10月に「北海道美しい景観のくにづくり条例」を制定し、広域景観の推進を位置づけた。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>1(3) 関係地方公共団体への連携協調の働きかけ及び問題意識の共有</p> </div> <p>○地元の危機感と北海道後志総合振興局の呼びかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地元では平成15年頃から、外国資本などによる羊蹄山麓地域の開発が活発化したこと等がきっかけとなり、危機感があった。世界から人々が訪れる観光地であり続けるために景観を守ることが必要であるとの認識から、北海道後志総合振興局の呼びかけで、羊蹄山を囲む7町村、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町（以下、羊蹄山麓7町村）を対象とした「羊蹄山麓広域景観づくり推進協議会」を平成17年に立ち上げ、広域的景観の取組が始まった。</li> </ul> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">羊蹄山と河岸段丘、田園が一体となった雄大な自然景観<br/> <small>出典：北海道後志総合振興局ホームページ</small></p> |                                                                                                |                                                |

羊蹄山麓広域景観づくり推進地域での取組の流れ

**美しい北の国のグランドデザイン**（北海道景観形成基本計画）（平成11年3月策定）

- ・ 広大な北海道の景観づくりにおいては広域での取組が必要との考えから、本計画を策定
- ・ 山並みや大きな河川などの骨格的な地形による視覚的な一体感加えて、市町村区域や地域生活経済圏などの社会的な地域区分を考慮し道内を10景域に区分。



出典：北海道ホームページ

★羊蹄・洞爺景域

「羊蹄山を取り囲む田園地帯や沿道で地域のランドマークを阻害しない眺望型景観づくりをすすめる」

**北海道美しい景観のくにづくり条例**（平成13年10月制定）※現北海道景観条例

基本計画の実現に向け、条例を制定。広域景観づくりに関しての規定がある

○広域景観づくりの推進（第16～18条）

- ・ 広域景観づくり推進地域の指定（市町村の申出で知事が指定）
- ・ 広域景観づくり指針（推進地域を指定した場合、知事が定める）
- ・ 広域景観づくり指針への配慮等（事業者は指針への配慮、知事は配慮がされない場合、事業者へ必要な措置を要請）

【羊蹄山麓地区の計画の流れ】

【初動段階】

- ・ 道主導で取組を開始。
- ・ 広域的景観の保全、形成に関する施策の円滑な推進を目的に、羊蹄山麓7町村と総合振興局で協議会を設立。

**気運を高める活動**（平成15～16年）

- ・ 景観づくりに対する意識啓発のための事業を道所管事業を実施。羊蹄山麓7町村景観担当によるワーキンググループ会議を立ち上げ専門家を交え「景観」の概念や広域景観づくりを推進する意義を議論し、合意形成を図る

羊蹄山麓広域景観づくり推進協議会設立連絡会議（平成15～16年）

羊蹄山麓広域景観づくり推進協議会（平成17年8月）

北海道美しい景観のくにづくり条例の活用

羊蹄山麓広域景観づくり指針（平成18年3月）

羊蹄山麓広域景観づくり推進地域（平成18年3月）

↓ 景観法に基づく取組へ移行

北海道景観条例（平成20年4月）（自主条例の改定）

北海道景観計画（平成20年10月）

羊蹄山麓広域景観形成推進地域の指定、景観重要公共施設（国道5号他、推進地域の尻別川水系の河川）

北海道景観形成ビジョン（平成21年3月）

↓ 一部の地域

羊蹄山麓景観広告ガイドライン（平成22年3月）

懇談会開催（年1回）

倶知安準都市計画景観地区（平成20年3月）  
ニセコ準都市計画景観地区（平成21年7月）

4(1) 具体的施策の実施

【実施段階】

- ・ 景観法に基づく取組へ移行
- ・ 道支援による協議会を中心とした取組の推進
- ・ 景観広告ガイドラインの策定、年1回開催の懇談会では協議会の活動報告を行っている。
- ・ 景観広告ガイドラインは策定後、説明会開催など普及啓発活動も実施

## 広域で景観に取り組む意義

- 広域的景観と暮らしとの関係を示し、相互が影響しあい、取り組むことで地域のイメージアップにつながる考えが示されています。
- 羊蹄山を共有シンボルとした景観に広域で取り組む意義を「意識的な部分での効果」と「景観形成上の効果」で示しています。

1(2) 広域的景観形成の意義・目的の整理

# 広域景観とは？

## <地域の「景観」と「暮らし」の関係>

- ① 地域の景観は、『住民の暮らし』や『いとなみの様式(ライフスタイル)』を反映します。  
・地域の景観には、そこに住む人々が「地域らしい暮らしの場」をどのように、まもり、つくり、ととのえていこうとしているのかが表れます。
- ② 魅力ある景観の形成は、地域に多様な波及効果をもたらします。  
・魅力ある景観形成は、「地域の活性化」や「地域らしい暮らしの実現」「産業振興」につながります。

地域のイメージアップ効果



## <広域景観とは>

- 気候・風土が一体性、共通性を持ち、それらを反映した景観の様相が共通している景観
- 山並みや河川など地形の大きな骨格を共有し、景観構成要素の共有性を有している景観
- 歴史・文化など社会的要因によって、形づくられた建物や環境など一体性、共通性がある景観



## <広域的に取り組む意義>

### ① 意識的な部分での効果

- 愛する自分のまちを「外からの視点」で見る機会になります。
- ほかのまちのことをその気になって考える機会になります。
- 役割分担と連携・支援によって取組みの意欲が高まります。
- 景観上の共同体としての意識共有により、情報発信能力が強化されます。
- 仲間であり、ライバルでもある相互関係が「励み」と「継続性」をもたらします。
- 広域的シンボルや景観軸(河川、道路などの線的つながり)を共有することにより、一体感が強まります。



### ② 景観形成上の効果

- 地域に共通な課題の解決策や取組手法の有効性が共有化されます。
- 「移動における連続性と変化」、「対比と調和」によって景観演出の効果が高まります。
- 広域的な連携によって「回遊性」や「スケールメリット」が発揮されます。
- 「共有のシンボル」によって「地域イメージ」の印象づけが強化されます。



出典：北海道後志総合振興局ホームページ

羊蹄山麓広域景観づくり指針

○広域で景観に取り組む意義を踏まえ、指針が策定されています。

1(2) 広域的景観形成の意義・目的の整理

<はじめに>

- 羊蹄山麓地域の景観は、私たちの貴重な財産であるとともに大切な地域資源であり、共に協力して守り育て、未来の世代へ引き継いでいく責任があります。
- 私たちは、地域への誇りと愛着を持ち、一人一人が景観づくりの担い手であることを自覚し、快適で魅力ある地域を創造していくために、この指針を策定しました。



<広域景観づくりの目標と基本方針>

快適で魅力ある地域を創造していくための目標と基本方針です。

基本目標

日々の暮らしに、潤いと豊かさをもたらしてくれるような美しい郷土づくり

「食」と「観光」を中心とした、地域のさまざまな産業の元気づくり

住民同士の交流や協力による、活気に満ちたふるさとづくり

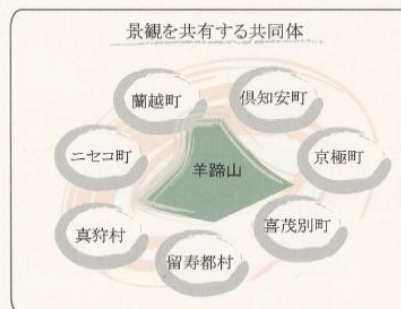
基本方針

|                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>&lt;山並景観&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・山並のスカイラインを損なわないように努めます。</li> <li>・森林の開発においても美しい森林景観の保全に努めます。</li> </ul>                            | <p><b>&lt;沿道景観&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路工作物などの景観阻害要素の改善に努めます。</li> <li>・ビューポイントや案内標識など景観を楽しむための施設整備にも努めます。</li> </ul> |
| <p><b>&lt;水辺景観&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・尻別川とその支流の固有の生態系の保全・回復と共に、豊かな水辺景観を進めます。</li> <li>・河川利用者のマナーの普及と尻別川利用についてのルールづくりを進めます。</li> </ul>    | <p><b>&lt;市街地景観&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然や風土・気候を大切にしたい街並づくりを進めます。</li> </ul>                                          |
| <p><b>&lt;田園景観&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農作物のブランド力の向上を図り、農業経営を安定させ、田園景観の維持・向上に努めます。</li> <li>・景観作物などの新たな田園風景の創出や腐屋などの適切な管理に努めます。</li> </ul> | <p><b>&lt;観光地景観&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光地の土地利用、建物、屋外広告物などが、周囲の自然・田園景観と調和するように努めます。</li> </ul>                        |

<羊蹄山麓広域景観づくりにあたっての基本的な考え方>

羊蹄山麓地域の景観づくりを進めるための基本的な考え方です。

- 7町村が「景観を共有する共同体」として、広域的な美しい景観づくりに取り組みます。
- 私たちの生業や暮らしそのものが景観づくりと認識し、地域経済の発展や豊かな暮らしとのバランスの取れた景観づくりに取り組みます。
- 地域らしさを大切にする景観づくりに取り組みます。
- 地域全体で息の長い景観づくりに取り組みます。
- 段階的・継続的な景観づくりに取り組みます。



出典：北海道後志総合振興局ホームページ

羊蹄山麓広域景観づくり指針

1(2) 広域的景観形成の意義・目的の整理

○指針の策定は協議会を中心に地域代表やNPOや事業者なども交えた検討会、平成17年8月から平成18年2月にかけて4回開催し、平成18年2月に地元住民への意見交換会を経て、知事へ地元案として提案。それを受け、平成18年3月に道条例に基づく推進地区の指定と指針の策定に至っている。

『羊蹄山麓広域景観づくり指針』は、  
みんなで話し合い、みんなでつくり上げました。

<推進体制>

羊蹄山麓広域景観づくりを  
推進していく体制です。

◇羊蹄山麓広域景観づくり組織図



\*1 民間が入ることも想定  
\*2 アクションプランの検討・推進のための組織

○広域景観の保全及び  
形成の推進に努めていきます。

<指針策定までのプロセス>



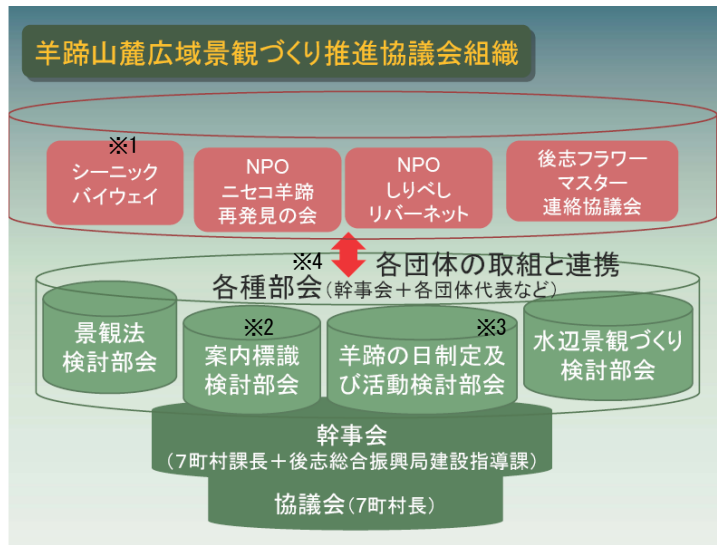
出典：北海道後志総合振興局ホームページ



羊蹄山麓広域景観づくり推進協議会

○協議会の構成

協議会、幹事会、各種部会で構成され、関係団体や関連施策と連携している。



2(1) 連携強調  
や施策実施の  
体制の整備

出典：北海道開発局ホームページ

- ※1 シーニックパイウエイとは、みちをきっかけに地域住民と行政とが連携し、景観をはじめとした地域資源の保全・改善の取組を進めることにより、美しい景観づくり、魅力ある観光空間づくり、活力ある地域づくりを図る取組。
- ※2 現景観広告推進部会
- ※3 現羊蹄山麓景観情報発信部会
- ※4 H23年に廃屋・空き家検討部会を設置

○協議会活動

- ・年1回の懇談会開催：地元へ協議会活動の報告、他都市事例の紹介
- ・検討部会による景観形成の推進（各検討部会の役割確認）
- ・案内標識検討部会（現景観広告推進部会）では平成22年3月羊蹄山麓景観広告ガイドラインを策定、運用推進を図っている。このガイドラインでは、個性的で魅力的なまちづくりを推進しようとする町村・地区・集落が、羊蹄山麓広域景観づくり推進協議会と連携し、独自の街並みづくりのためにきめの細かい基準を定めることができる仕組みがあり、スキーリゾート地であるひらふ坂地区で現在勉強会を開催し、地区独自のルールづくりを検討中である。

4(1) 具体的  
施策の実施

5(1) 施策内  
容・体制の拡  
充

- ・関係団体との連携によるイベント開催
- ・近年問題になっている廃屋・空き家についても「廃屋・空き家検討部会」を設置し検討をはじめた。



懇談会の様子

出典：北海道後志総合振興局ホームページ



ひらふ坂地区の案内板の仮設実験

出典：北海道後志総合振興局ホームページ

<事例1>羊蹄山麓

○協議会運営

- ・平成17年発足、平成21年役員改選を行い、協議会会長は倶知安町長、副会長はニセコ町長である
- ・羊蹄山麓7町村課長及び後志総合振興局建設指導課で構成する幹事会が中心となり運営されている。

| ＜事例2＞木曽川流域                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                  |                                                  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|--------------------------------------------------|
| 関係地方公共団体                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 広域的景観の取組類型                       | 広域的景観の特徴                                         |
| (取組主体)<br>岐阜県各務原市、愛知県犬山市                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | B：水系<br>                         | 木曽川を挟み、木曽川の水面、地域のシンボルである犬山城、後背の市街地、山並み、の一体的なパノラマ |
| 都道府県の関与（スタンス）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 景観法に基づく具体的な施策                    | その他（特記事項）                                        |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関与なし</li> <li>・ ただし、公共施設管理者として、協議会の構成員である。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 犬山市景観計画<br>各務原市景観計画<br>景観協議会（法定） |                                                  |
| 背景                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                  |                                                  |
| <p>○木曽川は、昭和6年5月に文化財保護法に基づく史跡名勝天然記念物に指定され、その際、河川沿いでは「名勝木曽川保存管理取扱い基準」に基づき、建築物の高さ（8～13m等）や形態意匠及び植栽に関する基準が設けられた。</p> <p>○平成15年、木曽川に面した各務原市で14階建て、高さ約42mのマンション計画が持ち上がり（敷地は名勝木曽川の規制対象外）、これを契機として、愛知県犬山市と岐阜県各務原市の両市が、木曽川景観の保全・創造を図り、美しい木曽川景観を後生に継承することを目的として、両市が中心となり木曽川景観協議会を設立し、平成18年3月に木曽川景観基本計画を策定した。</p> <p>○各務原市では、木曽川周辺を景観計画の重点風景地区（木曽川河畔、木曽川河畔上流及び宝積寺地区）として位置づけ、犬山市は景観計画の区域分で「犬山城周辺地域」とし、一体的な運用を進めている。</p> |                                  |                                                  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                  |                                                  |
| <p>犬山橋より木曽川・犬山城を望む（上流から下流を見る）<br/>                     （左岸が犬山市、右岸は各務原市）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                  |                                                  |

## 木曾川流域での取組の流れ

### ○木曾川景観協議会の設立

2(1) 連携協議  
や施策実施の体  
制の整備

#### (1) 景観協議会の設立経緯等

- ・木曾川景観基本計画の策定時に、河川管理者（国土交通省）や関連団体（土木、観光等）の代表者で構成する検討委員会を設置した。
- ・当初は、任意の協議会とし、その後、両市の景観計画が策定された後、平成21年5月に法定の景観協議会を位置づけた。

#### (2) 協議会の構成メンバー

- ・協議会設置の目的は、良好な木曾川景観の形成や、観光振興に資することである。
- ・協議会は、活動範囲が木曾川という広域的景観であるという地理的条件から、各務原・犬山両市長を始め、木曾川を管轄する国土交通省中部地方整備局、用水管理者である農林水産省東海農政局、岐阜県、愛知県及び地元関係者の15人で構成され、会長・副会長は、両市の市長が二年交代で務めることになっている。
- ・木曾川が景観重要公共施設となり、景観協議会に国や県が協議会の委員に入ることにより、各公共施設管理者からの建設等の行為の協議がスムーズに行われている。
- ・法定協議会に移行したメリットとして、協議会で合意された事項については、協議会の構成員に法的な尊重義務が発生するため、担保性が高いことが上げられる。
- ・木曾川景観の形成に関する検討や、市民ワークショップの開催、屋外広告物の簡易除却等の活動を行っている。

3(1) 広域的景観  
形成の方針の整  
理・共有・決定

### ○各務原市・犬山市による広域景観形成のマスタープランの策定（木曾川景観基本計画）

- ・木曾川を介して位置する犬山市と各務原市は、江戸時代の始めまで東山道、中山道の街道が木曾川を横断しており主要な交通路・輸送路であった。木曾川は内田の渡しにより渡河しており、昔から人々の往来があり、現在も観光、文化の交流が多くあるなど、同一の生活圈を有している。また、次のような背景に基づき、両市が協働し木曾川の景観形成に取り組んでいる。

#### <両市の親交・連携の経緯>

- ・以前より日本ラインの流域の市町（犬山市・各務原市・美濃加茂市・可児市・坂祝町の4市1町）は、日本ライン共和国を設立して主に観光を目的にして交流している。この中でも特に、各務原市と犬山市は古くから歴史的つながりが深く、地理的にも対岸にあることから両市長は深く親交を深めてきている。
- ・木曾川中流域は溪谷や周囲の緑豊かな山並みなどの自然と、国宝犬山城や鵜沼城址などの歴史資源があり、昭和6年5月に文化財保護法に基づく史跡名勝天然記念物に指定され、その際、河川沿いでは「名勝木曾川保存管理取扱い基準」に基づき、建築物の高さ（8～13m等）や形態意匠及び植栽に関する基準が設けられた。

#### <景観形成の取組の連携のきっかけ>

- ・平成15年、犬山城の対岸（各務原市）に、木曾川に面して14階建て、高さ約42mのマンション計画が持ち上がり（敷地は名勝木曾川の規制対象外）、犬山市は各務原市へ要請を行い、各務原市でも木曾川の景観に配慮する必要性を感じ、マンション建設者と協議を行い、建物高さを犬山城の石垣の高さより低くするとともに、色彩についても木曾川の景観に配慮してもらうよう指導を行った。
- ・その後、同様の問題が生じることを危惧し、両市の市長等が中心となって、木曾川景観の保全・

創造を図り、美しい木曾川景観を後生に継承することを目的として、木曾川景観協議会を設立し、平成18年3月に木曾川景観基本計画を策定した。

- 各務原市では、市全域を対象とする各務原市景観計画とは別に、木曾川周辺において景観条例に基づき重点風景地区（木曾川河畔、木曾川河畔上流及び宝積寺地区）を指定し、各地区について景観計画を策定した。犬山市は景観計画の一区域として「犬山城周辺地域」を設定した。

木曾川景観基本計画

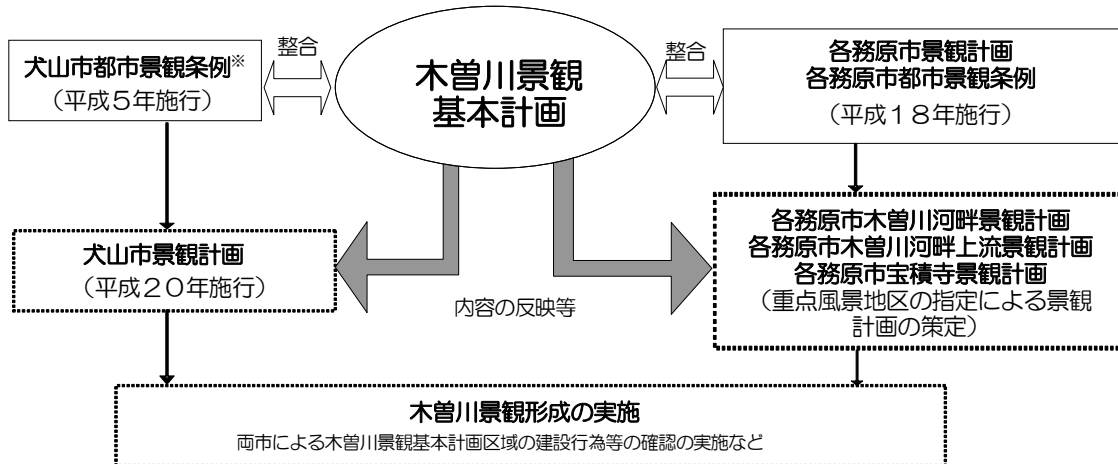
〇両市の市長等が中心となって、木曾川景観の保全・創造を図り、美しい木曾川景観を後生に継承することを目的として、木曾川景観協議会を設立し、平成18年3月に木曾川景観基本計画を策定した。

4(1) 具体的  
施策の実施

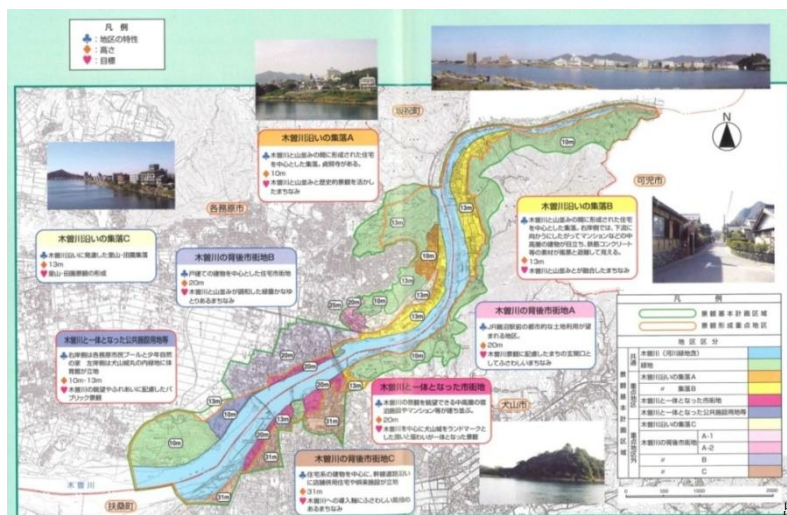
〇木曾川景観基本計画は、犬山市都市景観条例、各務原市景観計画及び各務原市都市景観条例に整合させた上で、木曾川沿岸の地域を一体として捉え、都市計画の指定状況を勘案し経済活動に配慮しつつ、地域のシンボルである木曾川、犬山城への眺望確保のための建物高さの規制誘導等を位置づけている。

〇木曾川景観基本計画の内容に基づき、地域住民の意見を反映させて、各市の景観計画及び景観条例の決定している。

〇この策定過程では、各務原市において協議会案を住民に提示したところ、犬山城への眺望確保だけでなく、住環境の保全の面から一部地域で高さ制限の数値を厳しくしたという経緯もあった。



※平成19年に犬山市都市景観条例は廃止され、犬山市景観条例が施行している。



出典：木曾川景観基本計画

### 景観重要公共施設の取組

- 木曾川流域の良好な景観形成のために重要な公共施設は、木曾川景観基本計画において景観重要公共施設の候補として位置づけ候補の各施設管理者と協議を行い、同意を得られた木曾川を指定している。景観協議会は、両市及び景観重要公共施設の管理者等で構成しており、各施設の管理者が主体的に景観形成に取り組む気運が醸成されてきた。
- その結果、景観重要公共施設管理者は、整備に当たって予め景観に対して配慮をして頂くなどにより、両市と施設管理者の円滑な協議が行われている。なお、協議の経緯等は景観協議会へ報告し、その成果を共有している。

4(1) 具体的施策の実施

### 木曾川景観協議会の活動

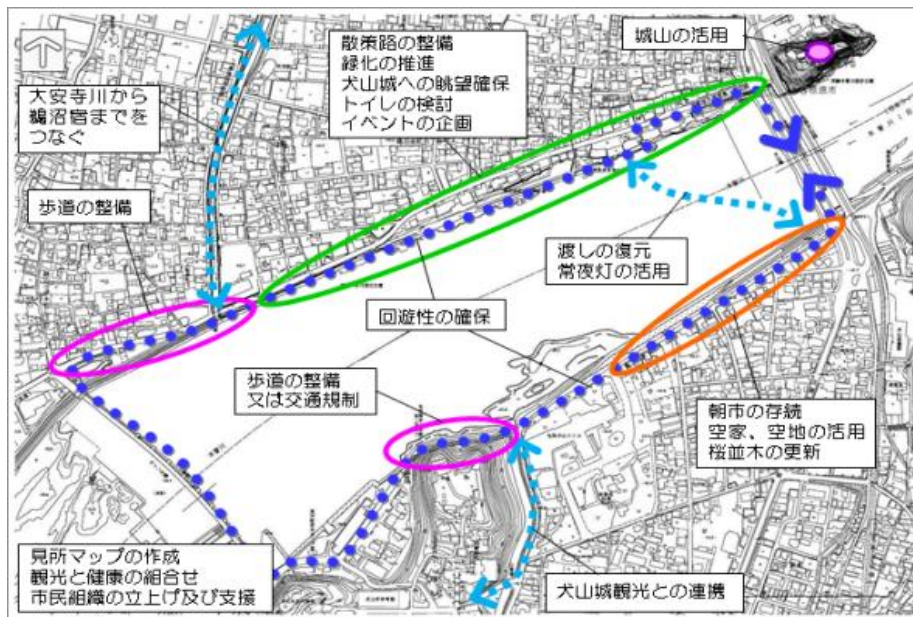
- 今後の木曾川中流域の良好な景観の保全・形成の施策においては、両市の地元住民の意見を反映させていくことが重要であるため、地元住民の意見を収集することを目的として、木曾川景観協議会意見交換会を開催している（右下写真参照）。
- 意見交換会では、木曾川や犬山城、中山道鶴沼宿等の資源を活かす事などの視点により、両市の景観形成上の課題や改善策、眺望ポイントの確認等を行い、意見を取りまとめている。（下図参照）



出典：各務原市資料

- 意見交換会での意見の結果を両市で検討した結果、犬山市では、大半の歩行者空間が整備されていることから、当面は整備計画の必要性が低いと考えられたが、各務原市では、木曾川沿いの歩行者空間の整備が十分ではなく、また、同時期に整備が進められていた鶴沼宿と木曾川をネットワークする必要性があることなどにより、木曾川及び大安寺川沿い遊歩道の整備を計画している。

5(1) 施策内容・体制の拡充



木曾川景観協議会の意見交換会の結果をまとめた図。木曾川沿いの回遊性の確保や歩道の整備、犬山城や鶴沼宿との連携の意見等が出されている。 出典：各務原市提供資料

〇両市には木曾川を挟んで歴史的遺産である犬山城下町と中山道鵜沼宿が位置している。木曾川景観協議会を契機として、歴史軸、木曾川を中心とした空間軸の2つの軸を活かした都市づくりを連携して行っていくため、平成23年8月に「木曾川～夢と浪漫～まちづくり盟約」を締結している。今後、犬山城下町と中山道鵜沼宿を結ぶウォーキングコースの整備やイベントの共催を検討していくことになっている。

5(1) 施策内容・体制の拡充



木遣保存会によるイベントの様子（鵜沼宿）  
出典：各務原市提供資料



まちづくり盟約の締結を報道する新聞記事  
出典：中日新聞（平成23年8月24日版）

| ＜事例3＞関門海峡                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                           |                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 関係地方公共団体                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 広域的景観の取組類型                                                                                | 広域的景観の特徴                             |
| (取組主体)<br>山口県下関市、福岡県北九州市                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | B：水系<br> | 関門海峡を挟み、関門海峡の水面、後背の市街地、山並み、の一体的なパノラマ |
| 都道府県の関与（スタンス）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 景観法に基づく具体的な施策                                                                             | その他（特記事項）                            |
| ・関与なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 下関市景観計画<br>北九州市景観計画                                                                       | 関門景観協議会（地方自治法）<br>同一名称、同一条文の関門景観条例   |
| 背景                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                           |                                      |
| <p>○関門海峡を挟んだ生活、観光の活動圏<br/>                     両市は、通勤・通学など、日常の人の行き来も盛んであり、公共交通機関の周遊パス、花火大会の開催など、合同でイベント等に取り組む機会も多く、観光の結びつきも強い。</p> <p>○行政の連携<br/>                     相互の連絡調整や情報交換などを目的とした関門地域行政連絡会議（両市関係局部長）が平成2年に設立された。</p> <p>○景観行政のきっかけ<br/>                     北九州市の「ひまわり塾」※から、対岸の下関市と景観を向上させるための提案があり、両市で検討をはじめた。平成10年に関門景観協定を締結し、現在の取組に至っている。</p> <p>※企業・各種団体・行政が北九州市のまちづくりについて、自主的に共同で学習し、考える場として、北九州市及び（財）北九州活性化協議会が共同で企画した自己啓発講座／名誉塾長：北九州市長</p> |                                                                                           |                                      |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                           |                                      |
| 北九州市和布刈から関門海峡の眺め<br>(写真左側が北九州市、右側は下関市)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                           |                                      |

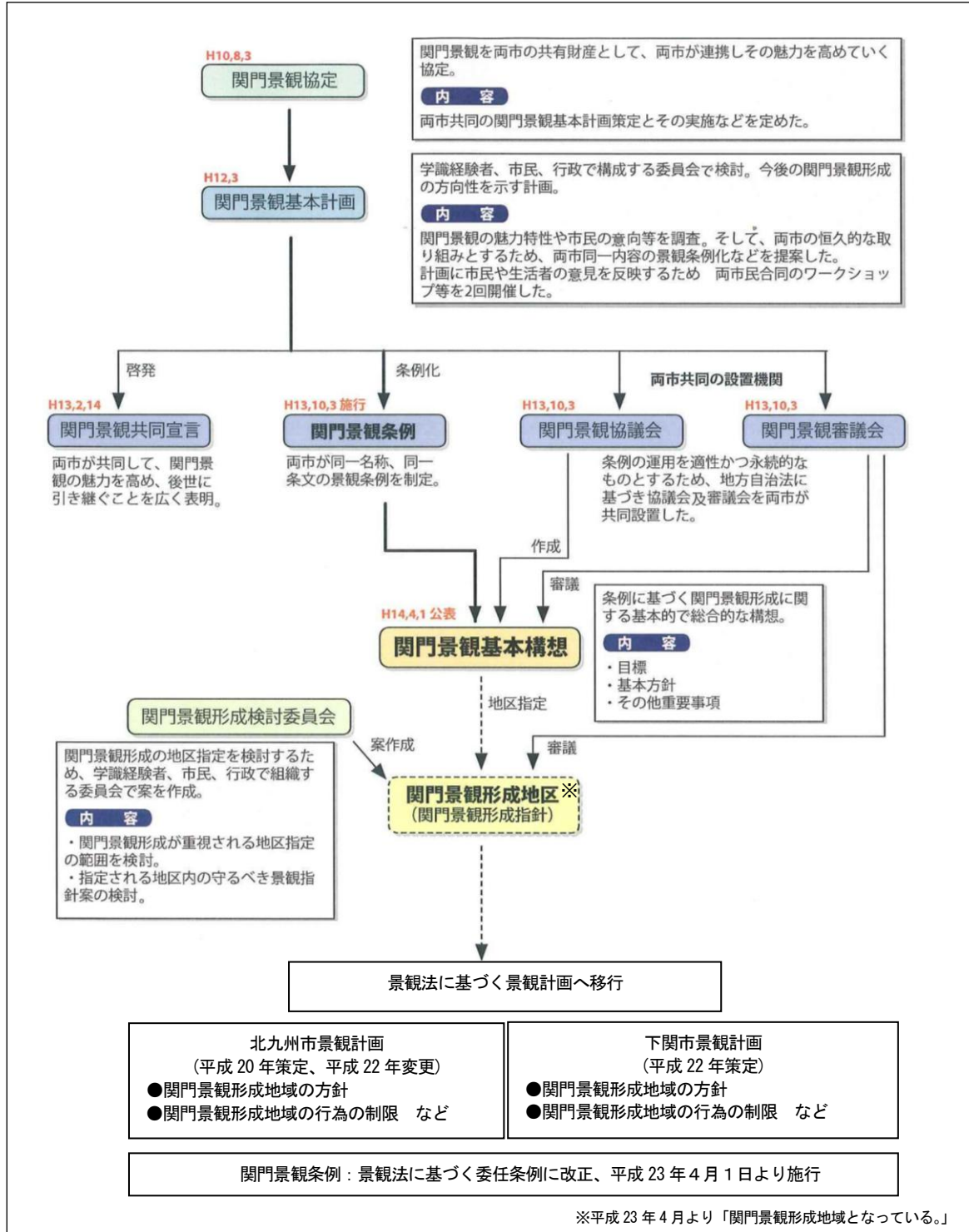
1(3) 関係地方公共団体への連携協調の働きかけ及び問題意識の共有

1(4) 連携協調の意思決定



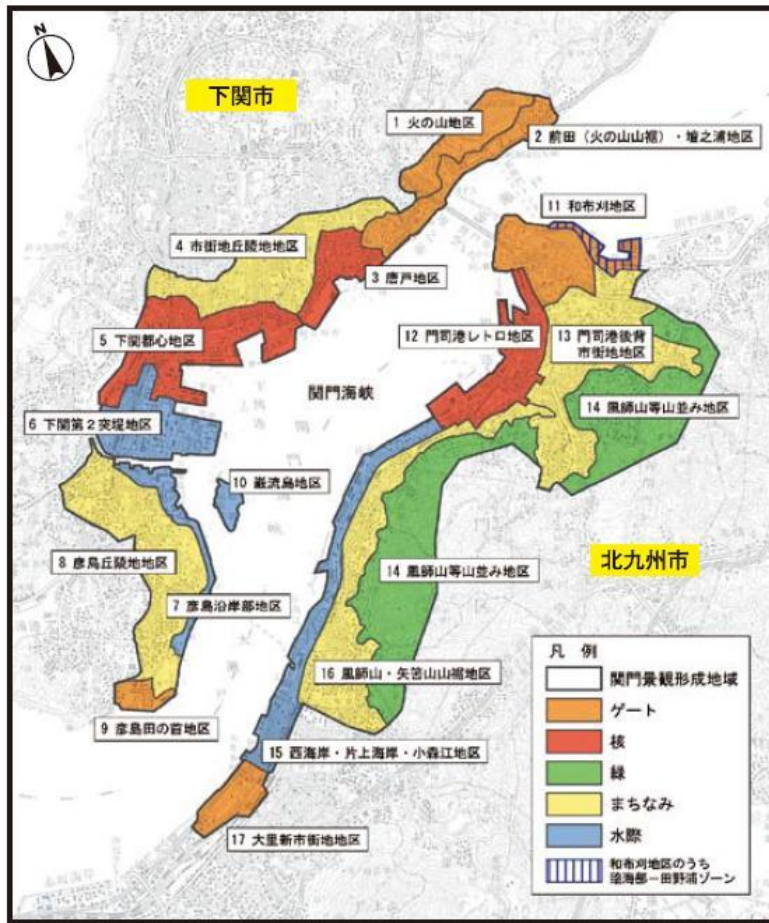
取組の流れ

○関門海峡を両市の共有財産として両市が連携し、魅力を高めることを目的に平成10年に「関門海峡協定」が両市長により締結され取組がスタートした。



出典：出典：関門景観ポータルサイト（関門景観協議会ホームページ）（一部加工）

■ 関門景観形成地域



ゲート・ゾーン

火の山や古城山周辺では、関門海峡の入口のランドマークとなるような山々と、赤間神宮等歴史的景観資源を含めたまちなみと、水際、関門橋等によるシンボリックなゲート景観の形成を図ります。

彦島田の首や大里周辺では、再整備再開発による新市街地整備等を活用し、周辺の緑や水際と調和のとれた多彩なゲート景観の形成を図ります。

核・ゾーン

唐戸や門司港周辺では、歴史ある市街地を活かし、対岸との連携を図りながら、ドラマチックでロマンに満ちた水際のにぎわいと海峡を介して向かい合う個性あるまちなみ景観を中心に、関門海峡の核となる景観の形成を図ります。

下関の都心部では、業務施設を中心として都心にふさわしい風格が感じられるまちなみ景観や、都心ならではの美しい夜間景観の形成を図ります。

緑・ゾーン

山並みが続くところでは、まちなみの背景となる緑を保全して、関門海峡の景観の骨格を形づくる山並み景観の強化を図ります。

まちなみ・ゾーン

丘陵地に広がる市街地では、なだらかな緑による潤いとゆとりあるまちなみ景観の形成を図ります。

市街地では、緑豊かな山裾を取り囲まれた山々におさまった住宅等による個性あるまちなみ景観の形成を図ります。

水際・ゾーン

港湾施設が連続するところでは、船舶の動きや後背地の広がりが感じられる水際景観や、水際を彩る夜間景観の形成を図ります。

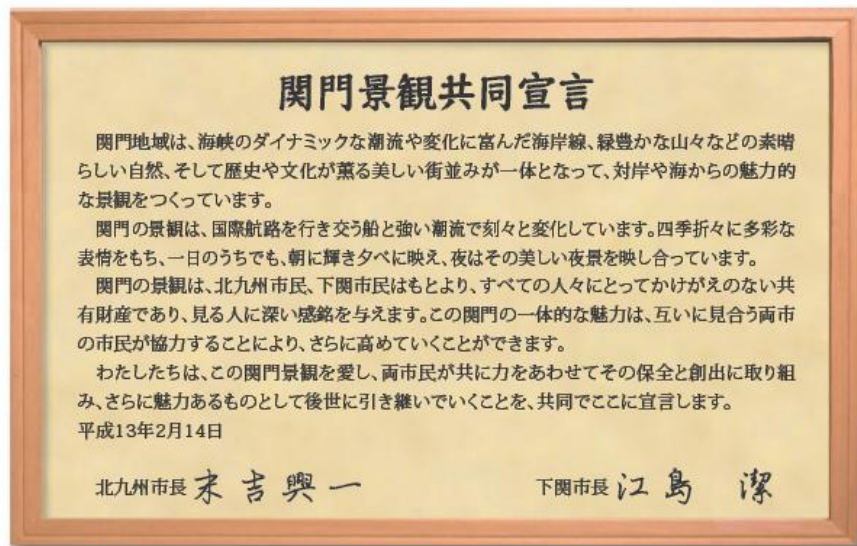
鷹流島では、自然とロマンを活用し、その個性的な島景観の形成を図ります。

出典：関門景観ポータルサイト（関門景観協議会ホームページ）

連携の意志決定、連携して取り組む意義

- 関門海峡では、平成10年に「関門景観協定」を両市長により締結し、取組がスタートした。平成13年には「関門景観共同宣言」が出され、共同して関門景観に取組、後世に引き継ぐことを広く表明した。
- また、両市は同一名称、同一条文の「関門景観条例」を制定し、広域的景観に共同して取り組む意義について、第1章総則で明記している。

1(4) 連携協定の意思決定



○関門景観条例（抜粋）（平成22年10月1日改正）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、下関市及び北九州市（以下「両市」という。）の市民（以下「両市民」という。）が共同で受け継いでいく貴重な財産である関門景観を保全し、育成し、又は創造するために必要な事項並びに景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく景観計画のうち関門景観の形成に関する部分の計画（以下「関門景観計画」という。）の策定、行為の規制等について必要な事項を定めることにより、関門景観の魅力をもっと高めるとともに、将来の市民に継承することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 関門景観 関門海峡並びにそれに面した地域における山並み等の自然環境、歴史や文化が薫る街並み及び人々の活動により構成される景観の総称をいう。
- (2) 関門景観の形成 関門景観を保全し、育成し、又は創造することをいう。

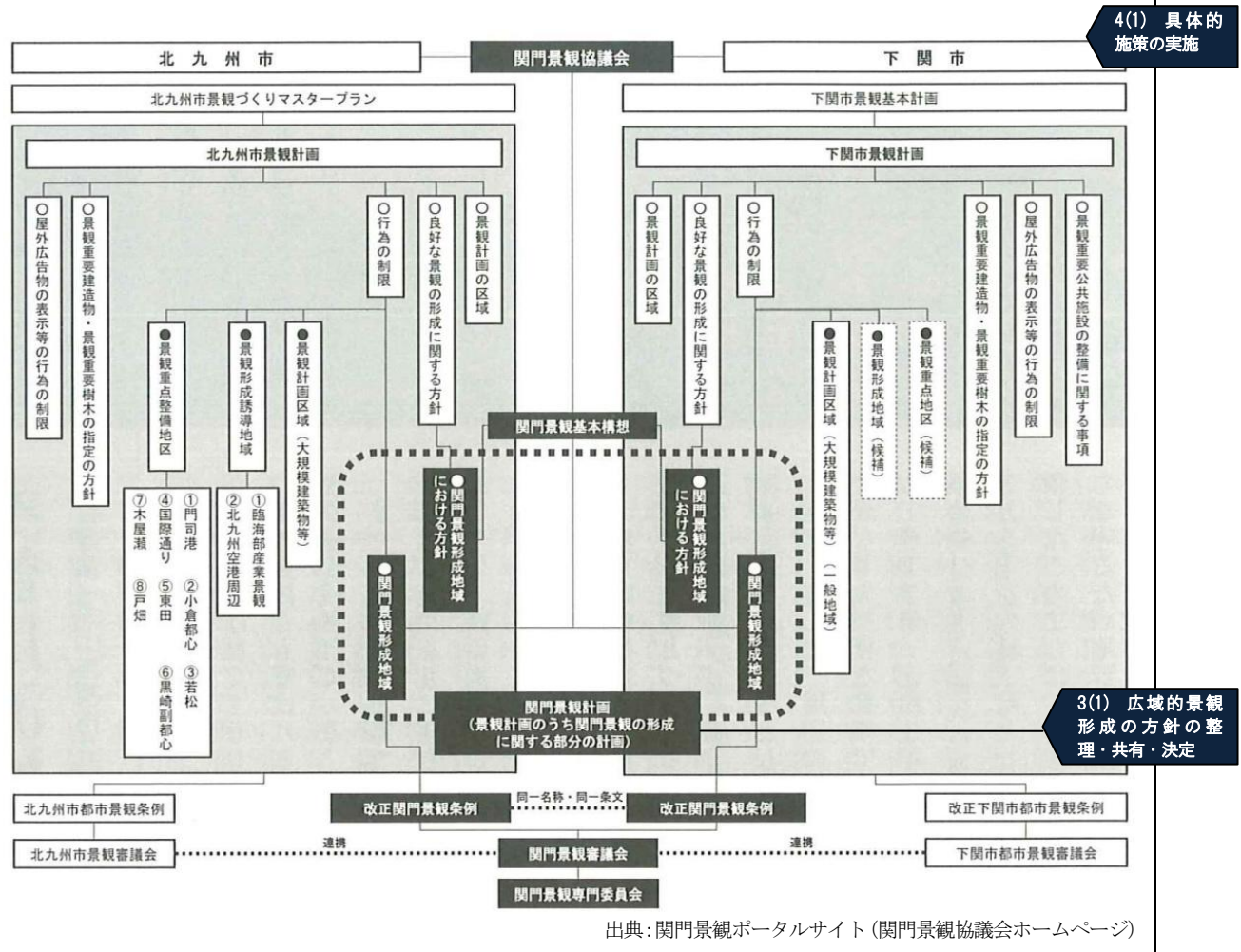
（基本理念）

第3条 関門景観の形成は、下関市及び下関市民又は北九州市及び北九州市民が個別に行うのみならず、両市及び両市民が、共同して行うことが求められていることにかんがみ、両市及び両市民はこれを連携して行わなければならない。

- 2 関門景観の形成は、市域内部における景観のみならず、関門海峡の対岸及び海上からの眺望についても配慮して行わなければならない。
- 3 関門景観が現在及び将来の市民にとってかけがえのない貴重な財産であることにかんがみ、将来の市民に、より魅力あるものとして継承していかなければならない。

関門景観基本構想に基づく取組

- 両市は、共通認識のもと広域的景観形成に取り組むことを目的に、平成14年に「関門景観基本構想」を策定した。その後、平成16年に関門景観の形成を積極的に推進するため「関門景観形成地区」を指定し、「関門景観形成指針」を定め、条例に基づく届出制度を開始した。
- 「関門景観基本構想」に基づき、上記の地区及び指針を「関門景観計画」として両市の景観計画に定め、法に基づく運用の強化を図っている。
- 両市の景観計画のうち、「関門景観形成地域」の部分は、現在も「関門景観計画」とし、景観法以前の両市の共同の取組を継続させている。関門景観協議会や関門景観審議会（地方自治法）も共同で設置している両市は、こうした両市で取り組んでいる枠組みを形として示すことで広域的景観形成の推進を図っている。



出典：関門景観ポータルサイト（関門景観協議会ホームページ）

両市の建築士会による景観セミナーの開催による景観まちづくり

○平成16年から山口県建築士会下関支部と福岡県建築士会北九州支部が合同で、両市の市民を対象に関門景観をテーマにしたセミナーを行っている。

4(1) 具体的施策の実施

【内容】

平成22年度 関門地区景観ウォッチ&セミナー

「親子で語る関門景観～子どもたちに残す未来は…～」

門司港側と下関側に分かれ、小学4年生以下の親子と建築関係者が一緒になって、街なみを散策し、子ども、親、専門家のそれぞれの目線から見た街なみについて考え、意見を交換した。

平成23年度 関門景観条例制定10周年記念

「五感で感じる関門景観10選（フォトコンテスト）」

五感で感じる関門景観を募集して、大学生、景観まちづくり団体、建築関係者などで、10選の候補をバスツアーで視察し、ワークショップで意見交換した後に投票を行い、「五感で感じる関門景観10選」を選出した。

平成22年度の様子



出典：社団法人福岡県建築士会ホームページ

平成23年度の募集

関門景観条例制定  
10年を迎えて

関門景観10選を選出します。  
『五感で感じる関門景観』を募集

【募集期間】平成23年9月1日(木)▶30日(金) (当日消印有効)

実際にその場所から目に見えるものだけでなく、目差しや音、香り、そして時として味とともに、目に見えないものも含めた自然、今に息づく歴史や文化、そして、そこに生活する人々の様子で捉えたものを教えてください。

【募集内容】 関門景観形成地域(内)上流の特色にあり、将来にわたり継承したい関門景観  
【応募資格】 どなたでも応募できます。  
【応募形式】 下関市都市計画課・北九州市都市計画課・関門景観Portal siteのホームページに様式を掲載しています。(任意様式でも可)  
※ 関門景観形成地域のエリアもホームページでご覧いただけます。  
関門景観Portal site: <http://www.kanmon-scenery.com/>  
【応募方法】 必要事項を記載し、郵送又は電子メールにより応募してください。  
● 関門景観10選の選定は、大学生・建築士等が投票のうえ有観音を交えたワークショップにより行います。


応募先(申し込み先)は、  
下関市都市計画課都市計画課まちづくり係 北九州市建設都市計画課都市計画課景観形成係  
〒750-0521 下関市東町1番1号 〒800-0501 北九州市小倉北区城崎1番1号  
TEL: (083)231-1228 TEL: (083)562-2695  
E-mail: toshik@city.kanmonseki.wamaguchi.jp E-mail: toshik@city.kitakyushu.jp

● 「関門景観」とは、関門海峡とそれに連した地域の山並み等の自然環境、歴史や文化が薫る町並み、人々の活動で構成される景観をいいます。  
● 下関市と北九州市は、共に、関門景観の魅力を更に高め、将来に継承することを目的に取り組んでいます。

主 催 / (社)山口県建築士会下関支部・(社)福岡県建築士会北九州支部  
共 催 / 関門景観協議会(下関市・北九州市)

知ってほしい、伝えたい、残したい

出典：社団法人福岡県建築士会ホームページ

| ＜事例4＞ 矢部川流域                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                           |                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 関係地方公共団体                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 広域的景観の取組類型                                                                                | 広域的景観の特徴                        |
| (取組主体)<br>福岡県<br>(関係地方公共団体)<br>柳川市、筑後市、みやま市、<br>八女市                                                                                                                                                                                                                                               | B：水系<br> | 矢部川流域の水面、後背の市街地、山並みの一体的に連なる田園風景 |
| 都道府県の関与（スタンス）                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 景観法に基づく具体的な施策                                                                             | その他（特記事項）                       |
| 初動段階：主導<br>実施段階：主導（景観行政団体は除く）                                                                                                                                                                                                                                                                     | 矢部川流域景観計画<br>八女市景観計画                                                                      |                                 |
| 背景                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                           |                                 |
| <p>○筑後地域の活性化を目的に、地域の貴重な資源である田園風景を守り、活かすため、県と市町村で連携して景観づくりに取り組んでいる。</p> <p>○まず、県と関係市町村、地域住民等が連携して、景観づくりの基本理念や基本的な考え方等を筑後景観憲章として制定し、地域の景観の良さを共有化することから始めた。</p> <p>○次に、県・関係市町村や住民、地域活動団体等で協議して景観資源や景観形成の方向性をまとめたマスタープランである「テーマ協定」を流域ごとに締結した。</p> <p>○筑後景観憲章、テーマ協定の内容をふまえ、県及び関係市町村で景観計画の策定に取り組んだ。</p> |                                                                                           |                                 |
|                                                                                                                                                                                                               |                                                                                           |                                 |
| <p>矢部川下流の風景。大規模な建物等は見られず、遠くの山並みまで望むことができる。</p>                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                           |                                 |

取組の流れ

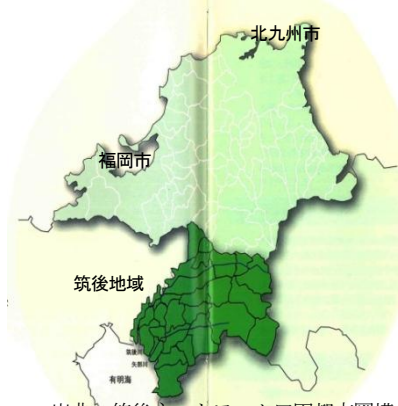
- 筑後地域の特性を活かした新たな都市づくりに向け、「筑後ネットワーク田園都市圏構想」を策定。この中でリーディングプロジェクトとして、筑後広域景観のルールづくりが挙げられ、広域的景観形成の取組がスタートした。
- 筑後地域の地区内には矢部川、筑後川があり、流域でまとまりがあったことから、流域単位で景観計画の策定に取り組んだ。

【福岡県の都市づくり戦略】筑後地域の活性化

『筑後ネットワーク田園都市圏構想』  
(県+筑後地域の市町村、H15年)

- ・ 固有の伝統・文化を持つ中・小規模な都市が田園地帯の中に分散する都市圏としての特色や優位性を追求し、様々なレベルでネットワークを形成し、連携することで居住や観光の魅力を生み出すことを目指している。

★リーディングプロジェクト  
「筑後広域景観のルールづくり」



出典：筑後ネットワーク田園都市圏構想

【筑後地域の景観づくり】筑後地方の景観の特色を強調しつつ、参加型で取組を推進

1(1) 広域的景観の有する価値の評価・共有

景観づくりの基本理念、ルールや協働による取組の基本的な考え方の制定。  
・ 景観コンテストの実施  
・ 方言を交えた憲章づくり 等

〔計画の役割と位置づけ〕

筑後景観憲章 平成18年5月制定

矢部川流域  
景観テーマ協定  
平成19年5月締結

筑後川流域  
景観テーマ協定  
平成21年5月締結

矢部川流域景観計画  
平成21年3月策定

筑後川流域景観計画  
平成22年10月策定

市町村の景観計画  
(市町村独自のきめ細かなルール)

関連する他の計画や基本方針等

1(2) 広域的景観形成の意義・目的の整理

広域的景観について、テーマを設定し、関係する複数の市町村、および住民、地域で活動する団体等、多くの主体が協定を締結。  
・ ワークショップやフィールドワーク  
・ 全戸配付によるパブリックコメント 等

テーマ協定に基づき、景観法に基づく事項を規定するとともに、市町村の境界を超え相互に連携しながら調和と整合を図る計画として策定。  
役割①流域の広域的景観づくりを推進するマスタープランとしての計画  
役割②流域の市町村が景観計画を策定する際の基礎となる計画

筑後景観憲章及び矢部川流域景観テーマ協定による共通認識の形成

○筑後景観憲章は、地元も参加し策定された。筑後景観憲章は住民、事業者、行政が景観形成に取り組むための共通認識を明文化されたものである。

○方言を使うことで地域の一体感、独自性が感じられる。



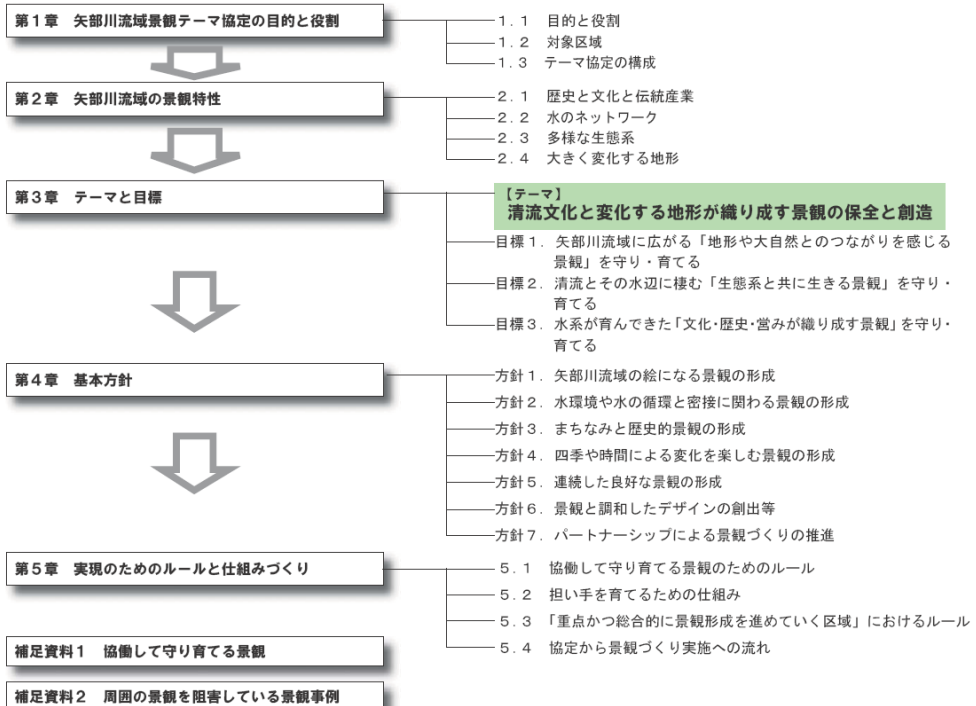
出典：福岡県ホームページ

1(1) 広域的景観の有する価値の評価・共有

1(2) 広域的景観形成の意義・目的の整理

1.3 テーマ協定の構成

『矢部川流域景観テーマ協定』を以下のように構成します。



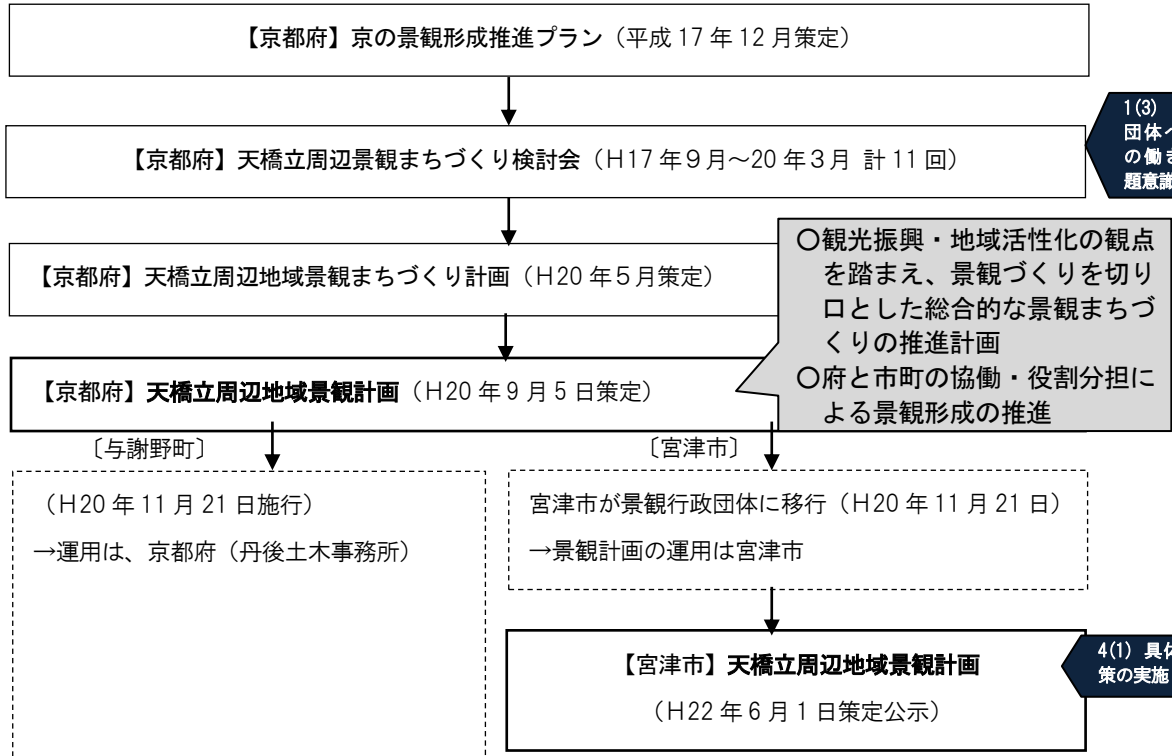
出典：福岡県ホームページ



| ＜事例5＞天橋立周辺                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                      |                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|-------------------------------------|
| 関係地方公共団体                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 広域的景観の取組類型                           | 広域的景観の特徴                            |
| (取組主体)<br>京都府<br>(関係地方公共団体)<br>宮津市、与謝野町                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | B：水系<br>                             | 天橋立を中心に水面、後背の市街地、山並み、の一体的となったパノラマ景観 |
| 都道府県の関与（スタンス）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 景観法に基づく具体的な施策                        | その他（特記事項）                           |
| 初動段階：主導<br>実施段階：主導（景観行政団体は除く）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 天橋立周辺地域景観計画（京都府）<br>天橋立周辺地域景観計画（宮津市） |                                     |
| 背景                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                      |                                     |
| <p>○京都府では、景観法の制定などを踏まえ、京都の歴史や多様な地域個性を活かし、環境と文化の共生による地域づくりを進めるため、「京の景観形成推進プラン」（平成17年12月）を策定し、広域的景観形成のモデル地域の一つとして、「日本三景天橋立の周辺地域」を選定した。</p> <p>○歴史や多様な地域個性を活かし、環境と文化の共生による地域づくりを進め、地域の活性化につなげていくため、委員として観光協会等地元関係者や有識者、オブザーバーとして宮津市、与謝野町、京都府から構成される「天橋立周辺景観まちづくり検討会」を設置し、3カ年に渡り景観まちづくり計画の検討を重ね「天橋立周辺地域景観まちづくり計画」を策定した。対象区域は、宮津市、与謝野町である。</p> <p>○複数の市にまたがる天橋立において、景観悪化を早期に食い止めるために府が先行して地域限定の府景観計画を立ち上げた。そして、後々は該当エリア内の市町村が景観行政団体に移行するようの方針を定めている。</p> |                                      |                                     |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                      |                                     |
| <p>天橋立ビューランドから天橋立を望む<br/>                     出典：京都府ホームページ</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                      |                                     |

取組の流れ

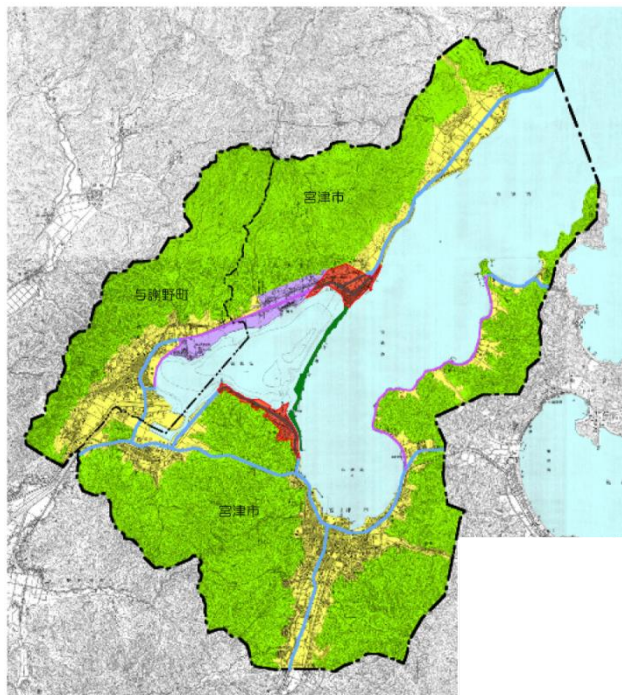
○府では府主体の取組から地元主体の取組へ展開したい考えがあり、宮津市の区域に係る部分は、景観行政団体である宮津市が引き継いでいる。



1(3) 関係地方公共団体への連携協調の働きかけ及び問題意識の共有

○観光振興・地域活性化の観点を踏まえ、景観づくりを切り口とした総合的な景観まちづくりの推進計画  
○府と市町の協働・役割分担による景観形成の推進

4(1) 具体的施策の実施



景観計画区域及びゾーニング区分

| 凡 例         |  |
|-------------|--|
| 景観計画区域      |  |
| 自然景観保全ゾーン   |  |
| 天橋立         |  |
| 海域（阿蘇海、宮津湾） |  |
| 山並み         |  |
| 俯瞰景観重点ゾーン   |  |
| 幹線道路沿道ゾーン   |  |
| 眺望景観沿道ゾーン   |  |
| 市街地ゾーン      |  |

出典：天橋立周辺地域景観計画

[各事例の関係地方公共団体 連絡先一覧]

| 事例名            | 地方公共団体名 | 担当部署名                            | 電話番号/FAX 番号                                                      | 所在地                                    |
|----------------|---------|----------------------------------|------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| ＜事例1＞<br>羊蹄山麓  | 北海道     | 建設部まちづくり局<br>都市計画課               | 011-231-4111(内線 29-828)<br>011-204-5563(直通)<br>011-232-1147(FAX) | 〒060-8588<br>北海道札幌市中央区北 3 条西 6<br>丁目   |
|                |         | 後志総合振興局小<br>樽建設管理部建設<br>行政室建設指導課 | 0136-23-1300(内線 2491)<br>0136-23-1375(直通)<br>0136-22-0905(FAX)   | 〒044-8588<br>北海道虻田郡倶知安町北 1 条東<br>2 丁目  |
| ＜事例2＞<br>木曾川流域 | 各務原市    | 都市建設部都市計<br>画課景観政策室              | 058-383-1111(内線 2738)<br>058-383-1983(直通)<br>058-383-6365(FAX)   | 〒504-8555<br>岐阜県各務原市那加桜町 1-69          |
|                | 犬山市     | 都市整備部都市計<br>画建築課                 | 0568-61-1800(内線 1246)<br>0568-44-0331(直通)<br>0568-44-0366(FAX)   | 〒484-8501<br>愛知県犬山市大字犬山字東畑 36          |
| ＜事例3＞<br>関門海峡  | 下関市     | 都市整備部都市計<br>画課                   | 083-231-1111 (内線 3775)<br>083-231-1225(直通)<br>083-231-4799(FAX)  | 〒750-8521<br>山口県下関市南部町 1-1             |
|                | 北九州市    | 建築都市局計画部<br>都市計画課                | 093-582-2595(直通)<br>093-582-2503(FAX)                            | 〒803-8501<br>福岡県北九州市小倉北区内 1<br>番 1 号   |
| ＜事例4＞<br>矢部川流域 | 福岡県     | 建築都市部都市計<br>画課                   | 092-643-3712(直通)<br>092-643-3716(FAX)                            | 〒812-8577<br>福岡県福岡市博多区東公園 7-7          |
| ＜事例5＞<br>天橋立周辺 | 京都府     | 建設交通部都市計<br>画課                   | 075-451-8111(内線 5328)<br>075-414-5328(直通)<br>075-414-5329(FAX)   | 〒602-8570<br>京都府京都市上京区下立売通新<br>町西入藪ノ内町 |

[各事例の参考 URL]

＜事例1＞羊蹄山麓

・北海道美しい景観のくにつくり条例【北海道ホームページ内】

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/mdr/keikan/jorei.htm>

・羊蹄山麓広域景観づくりNEWS【北海道後志総合振興局ホームページ内】

…羊蹄山麓広域景観づくり指針、羊蹄山麓広域景観づくり指針を策定するまでの経緯を掲載

<http://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/kk/okk/ksd/yoy.htm>

・北海道景観条例【北海道ホームページ内】

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/mdr/keikanjyourei.htm>

・北海道景観計画【北海道ホームページ内】

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/keikankeikaku.htm>

・北海道景観形成ビジョン【北海道ホームページ内】

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/mdr/keikanvision.htm>

・羊蹄山麓景観広告ガイドライン【北海道後志総合振興局ホームページ内】

<http://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/kk/okk/ksd/adsign.htm>

＜事例2＞木曾川流域

・各務原市景観計画【各務原市ホームページ内】

<http://www.city.kakamigahara.lg.jp/shisei/machi/keikan/index.html>

・各務原市都市景観条例【各務原市ホームページ内】

[http://www.city.kakamigahara.lg.jp/reiki\\_int/reiki\\_honbun/ai31406221.html](http://www.city.kakamigahara.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/ai31406221.html)

・犬山市景観計画・犬山市景観条例【犬山市ホームページ内】

<http://www.city.inuyama.aichi.jp/profile/keikaku/005.html>

### ＜事例3＞関門海峡

・ひまわり塾【北九州市ホームページ内】

<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/soumu/15400019.html>

・関門景観ポータルサイト(関門景観協議会ホームページ)

…関門景観基本構想、関門景観計画、関門景観条例を掲載

<http://www.kanmon-keikan.com/>

・北九州市景観計画【北九州市ホームページ内】

[http://www.city.kitakyushu.lg.jp/ken-to/file\\_0456.html](http://www.city.kitakyushu.lg.jp/ken-to/file_0456.html)

・下関市景観計画【下関市ホームページ内】

<http://www2.city.shimonoseki.yamaguchi.jp/icity/browser?ActionCode=content&ContentID=1281072367129&SiteID=0>

### ＜事例4＞矢部川流域

・筑後田園ネットワーク構想【福岡県ホームページ内】

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/d11/chiggo-cc.html>

・矢部川流域景観テーマ協定【福岡県ホームページ内】

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/d11/yabegawakeikankyoutei.html>

・筑後川流域景観テーマ協定【福岡県ホームページ内】

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/d11/chikugogawakeikan-kyotei.html>

・筑後川流域景観計画・筑後景観憲章【福岡県ホームページ内】

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/d11/chikugogawa-keikan.html>

・矢部川流域景観計画・筑後景観憲章【福岡県ホームページ内】

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/d11/yabegawa-keikan.html>

### ＜事例5＞天橋立周辺

・京の景観形成推進プラン【京都府ホームページ内】

<http://www.pref.kyoto.jp/toshi/a-index.html>

・天橋立周辺景観まちづくり検討会【京都府ホームページ内】

<http://www.pref.kyoto.jp/hashidate-model/keikan.html>

・天橋立周辺地域景観まちづくり計画・天橋立周辺地域景観計画【京都府ホームページ内】

<http://www.pref.kyoto.jp/hashidate-model/1221023432030.html>

・天橋立周辺地域景観計画【宮津市ホームページ内】

<http://www.city.miyazu.kyoto.jp/~tosiseibi/m/tosikeikaku/keikan/keikan.htm>

### 3. 広域的景観形成に関する地方公共団体アンケート概要

#### 広域的な景観形成の取組に関する調査

(平成 23 年9月 1 日時点)

#### 地方公共団体アンケート調査

##### (1) 調査の目的

広域的な景観形成の取組状況の把握を目的として、以下の調査を実施した。

- ・広域的な景観形成の取組に関する調査

##### (2) 調査対象・有効回答数

| 調査票               | 調査対象                 | 有効回答数          |
|-------------------|----------------------|----------------|
| 広域的な景観形成の取組に関する調査 | 全ての地方公共団体 (1,792 団体) | 1,765<br>98.5% |

##### (3) 調査期間

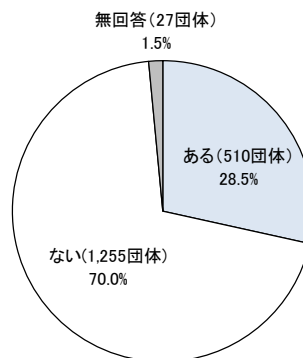
平成 23(2011)年 9 月 16 日(金)  
～ 平成 23(2011)年 9 月 30 日(金)

#### 問1. 広域景観について

本アンケートは、区域が行政界をまたぐか、行政界をまたいで眺望される景観を『広域景観』と定義して実施。

##### (1) 広域景観の有無

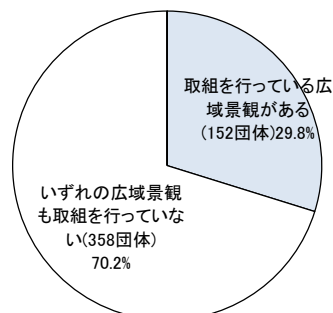
#### 広域景観の有無



##### (2) 対象: (1)で『ある』と回答した団体

#### 優れた広域景観の保全・活用の取組の有無

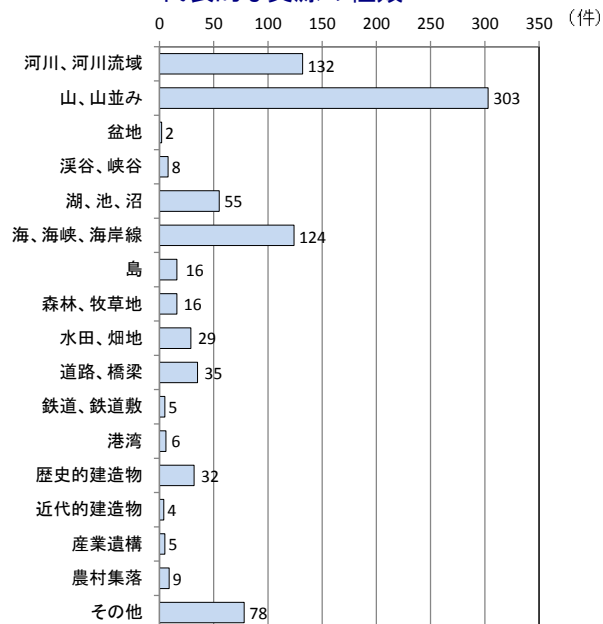
#### 優れた広域景観の保全・活用の取組の有無



##### (3) 対象: (1)で『ある』と回答した団体

#### 代表的な資源の種類

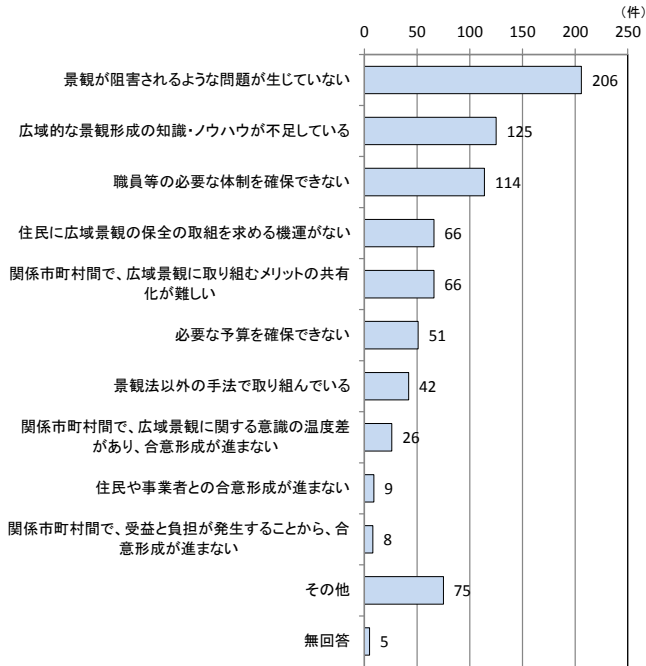
#### 代表的な資源の種類



※単数回答であったが複数回答した団体あり、803 件となっている

(4) 対象: (2)で『ない』と回答した団体  
 広域景観に取り組めない理由(複数選択可)

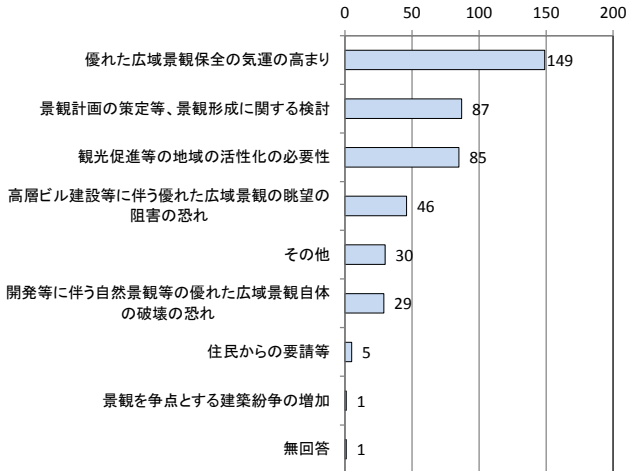
広域景観に取り組めない理由



問2. 広域景観の取組状況及び自治体間調整・連携の状況

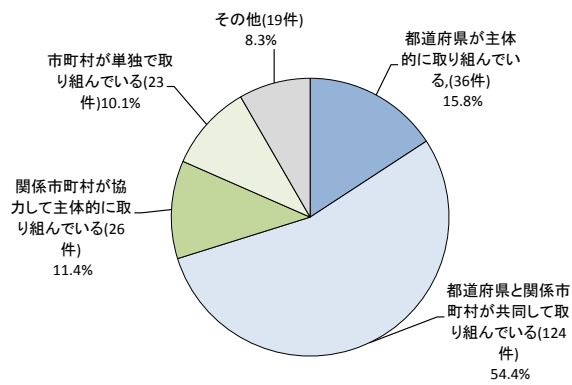
(1) 対象: 問1(2)で『ある』と回答した団体  
 取組の背景やきっかけ(複数選択可)

取組の背景やきっかけ



(2) 対象: 問1(2)で『ある』と回答した団体  
 取組の主体

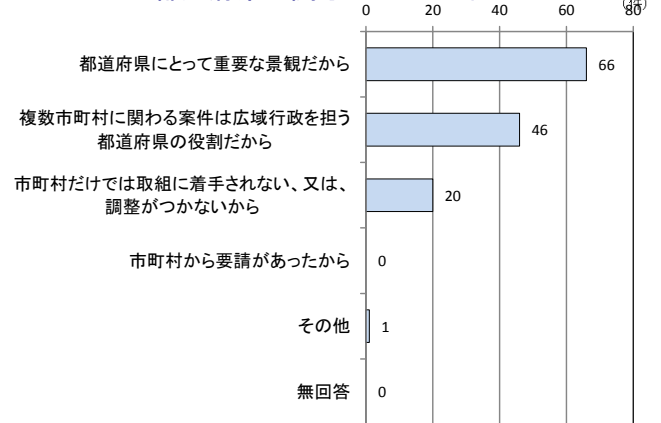
取組の主体



(3) 対象: (2)で『都道府県が主体』『都道府県と関係市町村が共同』と回答した都道府県

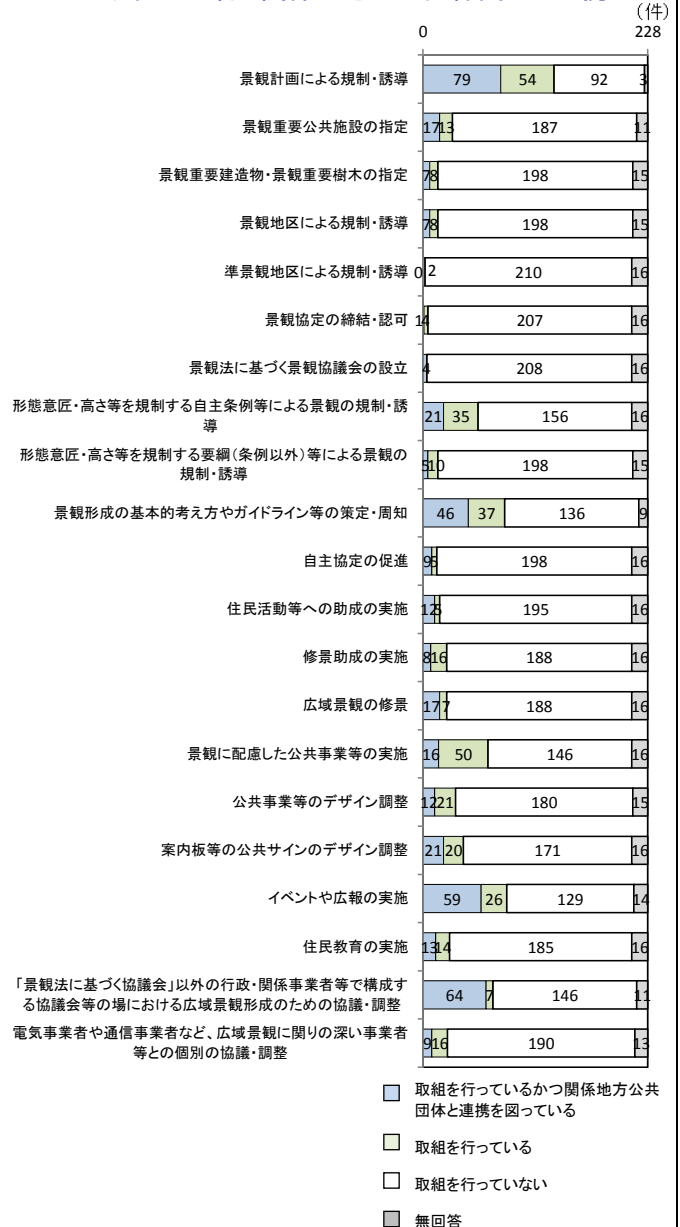
都道府県が関与している理由

都道府県が関与している理由



(4) 対象: 問1(2)で『ある』と回答した団体  
 広域景観の保全のための取組の内容とその取組に関する関係地方公共団体間との連携

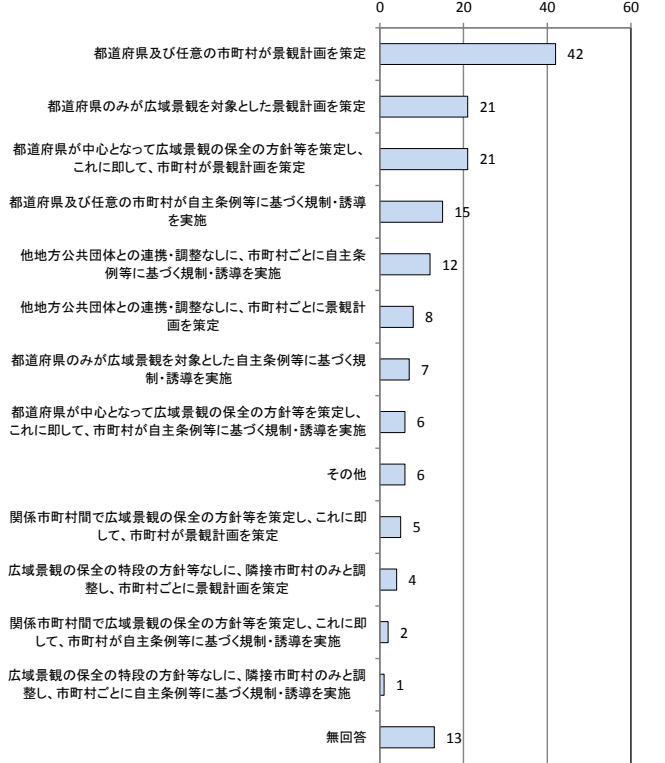
取組の内容と関係地方公共団体間との連携



(5)対象:(4)で『景観計画による規制・誘導』、『形態意匠・高さ等を規制する自主条例等による景観の規制・誘導』、『形態意匠・高さ等を規制する要綱(条例以外)等による景観の規制・誘導』のいずれかに『取組を行っているかつ関係地方公共団体と連携を図っている』又は『取組を行っている』と回答した団体

広域景観の保全等のための規制・誘導における、都道府県と市町村の役割分担

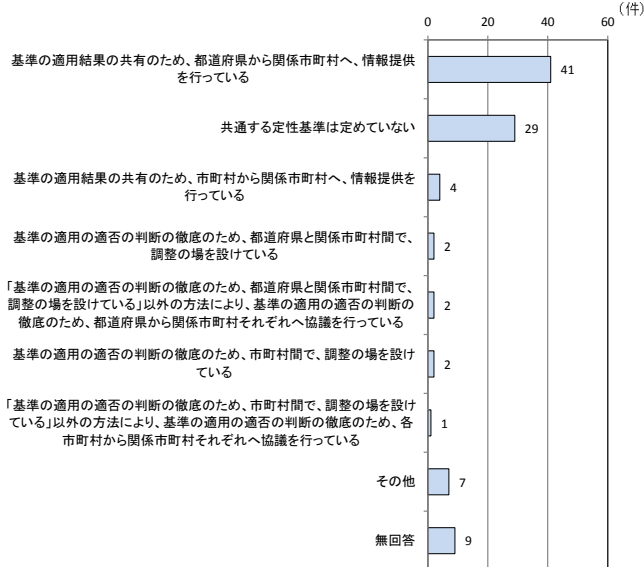
都道府県と市町村の役割分担



(6)対象:(4)で『景観計画による規制・誘導』、『形態意匠・高さ等を規制する自主条例等による景観の規制・誘導』、『形態意匠・高さ等を規制する要綱(条例以外)等による景観の規制・誘導』のいずれかに『取組を行っているかつ関係地方公共団体と連携を図っている』と回答した団体

周辺との調和や「地域にふさわしい」など、関係地方公共団体で共通して定めた定性的な景観形成基準についての取り扱いの連携方法

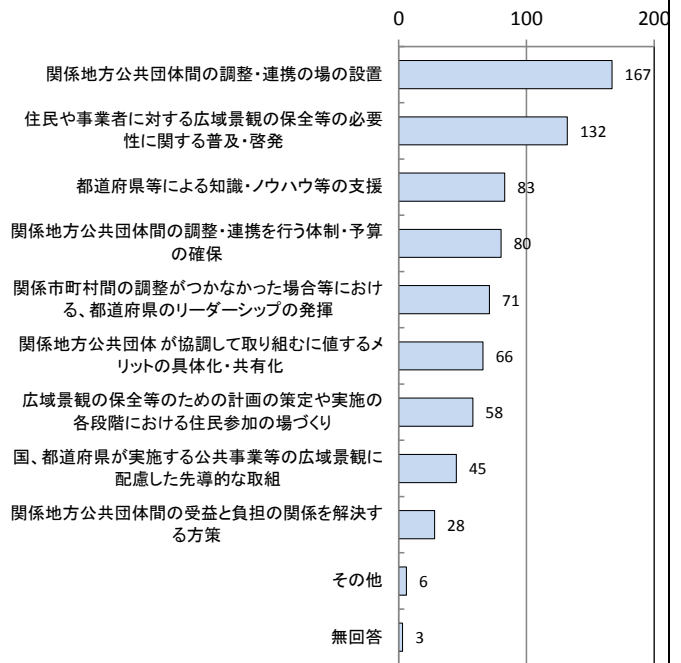
定性的な景観形成基準についての取り扱いの連携方法



(6)対象:問1(2)で『ある』と回答した団体

広域景観に取り組む上で必要と考えられること(複数選択可)

取り組む上で必要と考えられること

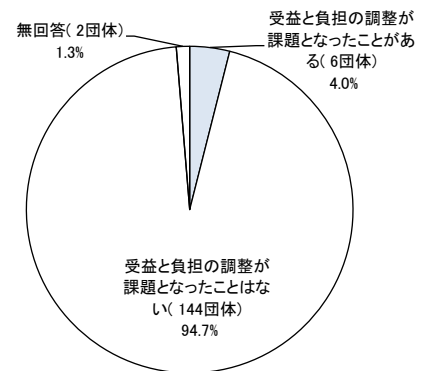


問3. 広域景観における受益と負担の関係調整

(1)対象:問1(2)で『ある』と回答した団体

受益と負担の調整の課題の有無

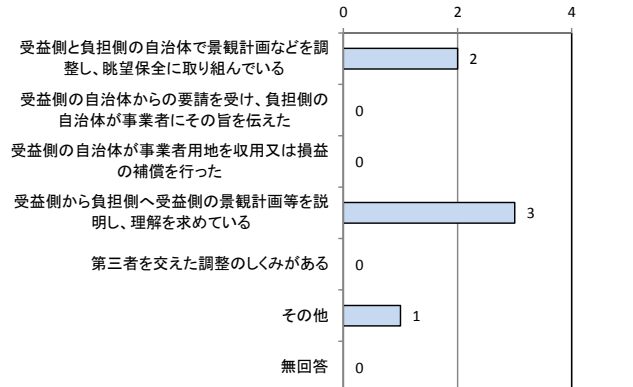
受益と負担の調整の課題の有無



(2)対象:(1)で「受益と負担の調整の課題に対する取組が課題になったことがある」と回答した団体

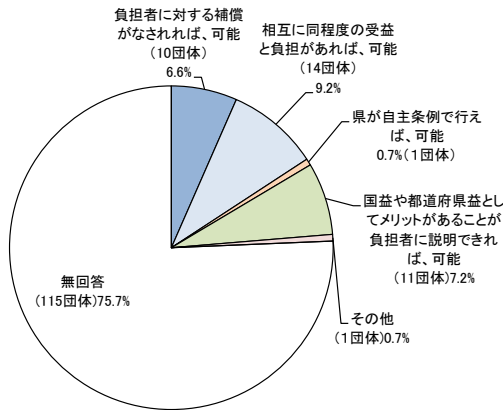
受益と負担の調整の課題に対する取組(複数選択可)

受益と負担の調整の課題に対する取組



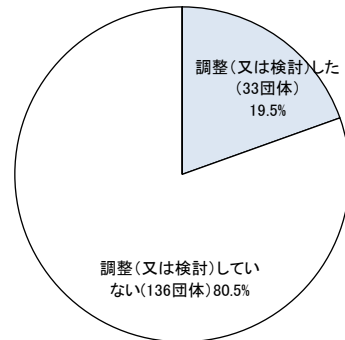
(3) 対象: 問1(2)で『ある』と回答した団体  
 実現可能性があると考えられる負担者への配慮

実現可能性があると考えられる負担者への配慮



(2) 対象: (1)で『ある』とご回答された団体  
 規制や誘導措置を講じる際の、受益と負担の関係の調整(又はご検討)の状況

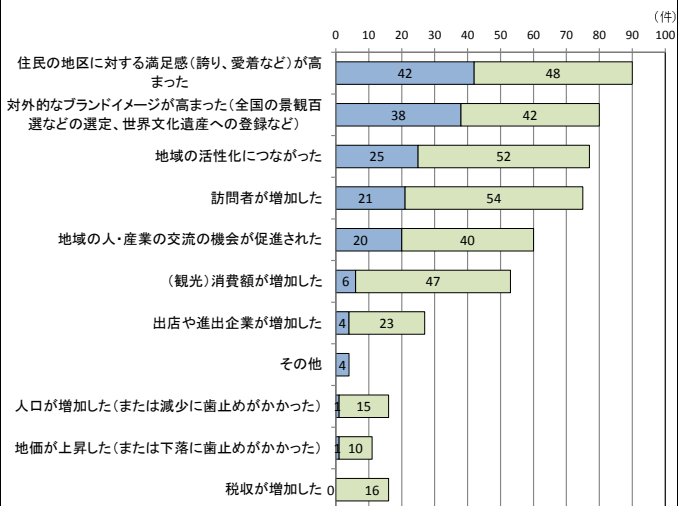
受益と負担の関係の調整(又は検討)の状況



問4. 広域景観の取組効果や事例

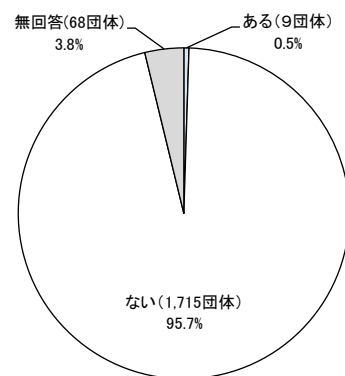
(1) 対象: 問1(2)で『ある』と回答した団体  
 広域景観の取組による効果

広域景観の取組による効果



(3) 環境の保全等の景観以外の分野で、複数の行政区域にまたがる受益と負担の調整を要する規制や誘導措置の取組状況

景観以外の分野で、受益と負担の調整を要する規制や誘導措置の取組状況



問5. 一市区町村内の受益と負担の取組

(1) 眺望景観の保全を目的とした規制や誘導措置の取組の有無

眺望景観の保全を目的とした規制や誘導措置の取組の有無

